

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第22条の規定に基づき、学生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生生活に係る指導助言に関する事項
- (2) 入学料、授業料等の免除及び徴収猶予に関する事項
- (3) 奨学金に関する事項
- (4) 学生の課外活動に関する事項
- (5) 学生の交通安全等に関する事項
- (6) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (7) 学生寄宿舍に関する事項
- (8) その他学生生活に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 産業技術学部長
- (3) 保健科学部長
- (4) 保健管理センター長
- (5) 学生寄宿舍主任 天久保地区・春日地区 各1名
- (6) その他各部局から推薦され、学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学長が指名し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

ろによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業班)

第8条 委員会に、第2条に規定する事項のうち特定の事項を検討するために、必要に応じ、時限的な作業班を置くことができる。

2 作業班の設置時限及び構成員は、委員会の議を経て、委員長が決定する。作業班の主査は、構成員の互選により選出する。

3 委員会が必要と認めるときは、作業班に委員以外の者を参加させることができる。

4 この他作業班に関し必要な事項は、作業班において定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。